

平成 20 年 2 月 25 日

企業会計基準委員会御中

株式会社ジャフコ

貴委員会より平成 20 年 1 月 24 日付で公表されました企業会計基準適用指針公開草案第 28 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針(案)」につきまして、以下のとおり弊社としての意見を申し上げます。

(確認事項 1)

第 16 項(4)①(及び第 24 項①)について

- ・ 「売却等により当該他の会社等の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること」とされているが、投資後、事業の進捗状況によっては上場等が遅延することがある。この場合でも、すぐには売却せず、当面事業の進捗を見守り、保有を続けることもある。このような場合であっても投資事業組合等を通じた投資であれば組合満期までに売却することは明らかで、「大部分を所有しないこととなる合理的な計画がある」ため、支配していることに該当しないことを確認したい。

(確認事項 2)

第 16 項(4)②(及び第 24 項②)について

- ・ 「当該他の会社との間で通常の取引として投融資を行っているもの以外の取引がほとんどないこと」との要件が規定されている。ベンチャーキャピタル(VC)では、以下のような取引を日常的に行っているが、いずれも投資先企業の価値を向上させ、キャピタルゲインを獲得することを目的として行なうもの、または通常の営業取引として行うものであるため、これらの取引がある程度存在するとしても支配していることには該当しないことを確認したい。
 - ▶ 投資先企業の上場に向けた体制整備のために、VC 又はその子会社がコンサルティングを行うことにより手数料を受領すること。
 - ▶ 投資先企業との間で通常の営業取引として、通常の取引条件で資産の譲渡や役務の提供を行うこと。
 - ▶ 投資先企業の価値向上を目的として、投資先企業から通常の取引条件で資産の購入や役務の提供を受けること。
 - ▶ 投資先企業に対して当初計画していた投資以外の融資を行うことや投資先企業による自己株式取得に応じることまたは取得させること。(自己株式の取得には、投資先企業の財務戦略に基づくものや投資時の契約に基づく義務的買取がある。)
 - ▶ 投資企業である VC が業務を執行する投資事業組合等に投資先企業が出資をすること。

(確認事項 3)

第 16 項(4)③(及び第 24 項③)について

- ・ 「当該会社等の事業の種類は、自己の事業の種類と明らかに異なるものであること」とされているが、投資先企業が本業とは別に弊社と同じ VC 業を営んでいる場合は「明らかに異なる場合」になることを確認したい。
- ・ 投資先企業が投資企業と同業を営んでいる場合であっても、
 - 投資企業が金融商品取引法第 35 条に定める投資運用業者であること。
 - その投資が不特定多数の出資者が出資する投資事業組合等を通じた投資であること。
 - その投資事業組合等から複数の投資先に幅広く投資を行っていること。

という要件をすべて満たす場合には、その投資先企業も数多く投資するキャピタルゲイン目的の投資先のひとつに過ぎないという実態や金融商品取引法による投資運用業者に対する規制(投資運用業者である投資企業との組合財産の取引の原則禁止、投資企業が業務を執行する他の投資事業組合等との取引の原則禁止)を考慮すると、投資先企業を支配しているとは言えないことを確認したい。

(確認事項 4)

第 16 項(4)④(及び第 24 項④)について

「当該他の会社等とのシナジー効果も連携関係もないこと」について、弊社では投資先企業の価値向上のため投資先企業同士や投資事業組合等の出資者を結びつける VA(Value Add)活動を専門部署を設けて行っているが、キャピタルゲインを獲得するための活動であるため、「シナジー効果や連携関係」には該当しないことを確認したい。

(確認事項 5)

第 42 項について

第二パラグラフは、パイアウト投資等において、投資先である他の会社等(受け皿会社)がさらに別の会社等(実質投資先会社)に投資を行っている場合について、投資企業と受け皿会社の事業は同じ又は類するものであり、第 16 項(4)③の要件を満たさないため投資企業と一体運営を行っている可能性が高く、投資企業の子会社として取り扱うべきことを趣旨とする記載内容であると思料するが、

- ・ 受け皿会社は、投資企業が買収対象会社を買収するためだけではなく、実質投資先会社のための資金調達(借入)を行うことも目的としており、実質投資先会社と一体となって金融機関等から借り入れを実行した場合には、実質投資先会社と合併し一体となる前でも、もはや投資企業との一体性はなくなっていると考えられるが、この点を確認したい。
- ・ 受け皿会社が実質投資先と合併し、合併後の会社が実質投資先の事業を営むケースでは、要件③について、合併を機に受け皿会社と実質投資先企業が一体となるため、投資企業と受け皿会社

の類似性ではなく、投資企業と実質投資先の類似性についてのみ判定すれば足りると考える。これに対して、合併はせず、受け皿会社がそのまま実質投資先グループの持ち株会社となり、上場後の売却を計画しているようなスキームにおいては、あるタイミングで受け皿会社が実質投資先グループの持ち株会社として一体として機能することになり、投資企業と受け皿会社の事業類似性は消滅したと考え、投資企業と“受け皿会社を持ち株会社とする実質投資先グループ”との類似性を判定した方が経済実態に即した会計処理を行えると考えがどうか。この考え方が認められる場合、どのタイミングで投資企業と受け皿会社の事業類似性が消滅し、受け皿会社が実質投資先グループの持ち株会社として一体として機能し始めたといえるかが問題となるため、持ち株会社における役職員の交代(投資企業側メンバーから実質投資先グループメンバーへ)、定款の事業目的の変更(投資事業から経営管理事業へ)、持ち株会社と実質投資先企業グループとの経営指導契約の締結等、判断基準となる具体例を本適用指針に明記すべきと考える。

- ・ (確認事項 3)に記載した3つの要件(投資運用業者・組合からの投資・幅広い投資先)を満たせば、投資企業と受け皿会社は一体とは言えず、従って投資企業の子会社にならないことを確認したい。

以上